神奈川県厚木市上依知字鬼ヶ谷2969番２ 田　39㎡	大野　　勇 愛甲郡依知村上依知99番地	
神奈川県厚木市上依知字鬼ヶ谷2970番２ 田　56㎡		

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を北陸農政局長に提出されたい。

平成 22 年４月 19 日

農林水産大臣　赤松　広隆

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所
富山県富山市婦中町住吉字細谷５番９ 雑種地　2.35㎡	奥井　菊次 富山県婦負郡音川村吉住190番地
富山県富山市婦中町住吉字細谷５番10 雑種地　27㎡	
富山県富山市婦中町住吉字細谷５番11 雑種地　93㎡	
富山県富山市牛島本町二丁目字荒田863番２ 畑　165㎡	吉本義太郎 富山県富山市古鍛冶町14 松木政次郎 富山県富山市殿町44

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を東海農政局長に提出されたい。

平成 22 年４月 19 日

農林水産大臣　赤松　広隆

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所
愛知県一宮市佐千原字屋敷70番４ 宅地　18.34㎡	服部太平治 東京都墨田区亀澤町３丁目19番地
愛知県一宮市北方町字西流1239番２ 畑　65㎡	竹市　春子 愛知県一宮市北方町中島1176番地
愛知県一宮市北方町字西流1239番５ 畑　28㎡	同　上
愛知県一宮市北方町字西流1239番４ 畑　7.29㎡	同　上
三重県松阪市下村町字上村907番５ 畑　36㎡	辻　　節子 三重県松阪市下村町1158番地

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を近畿農政局長に提出されたい。

平成 22 年４月 19 日

農林水産大臣　赤松　広隆

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
滋賀県大津市国分一丁目字西出575番２ 公衆用道路　37㎡	奥村佐ヱ門（佐衛門） 大津市石山國分町	現況：大津市所管道路

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を中国四国農政局長に提出されたい。

平成 22 年４月 19 日

農林水産大臣　赤松　広隆

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
山口県岩国市旭町二丁目2626番２ 畑　84㎡	髙本亀太郎 岩国市大字向今津第392番地	

山口県岩国市岩国二丁目3145番６ 畑　32㎡	株式会社義済堂 岩国市	現況：国土交通省所管河川
山口県岩国市岩国二丁目3146番４ 畑　45㎡		
山口県岩国市錦見七丁目2732番 畑　317㎡	中原豊三郎 住所不詳	
山口県岩国市錦見七丁目2739番 雑種地　323㎡		
山口県岩国市錦見七丁目2733番 畑　320㎡	増岡　登作 呉市岩方通一丁目	
高知県香美市土佐山田町大後入字ヤマガミダニ827番 田　72㎡	松村　慶藏 香美郡佐岡村大後入	

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を九州農政局長に提出されたい。

平成 22 年４月 19 日

農林水産大臣　赤松　広隆

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所
長崎県佐世保市赤崎町1359番 畑　72㎡	池田　　進 長崎県佐世保市東山町336番地
熊本県阿蘇市西湯浦字扇山1352番 山林　132㎡	家入　トリ 熊本県阿蘇郡内牧町大字湯浦1352番地